

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 1 月 31 日（金）第 76 号の 2

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 保安林の指定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示 (森づくり推進課取扱い) 2
- 漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧 (2件) (水産振興課取扱い) 2
- 収去飼料の試験結果の公表 (畜産課取扱い) 3
- 県営土地改良事業の計画の変更 (農地整備課取扱い) 3
- 県営土地改良事業の工事の完了 (11件) (農地整備課取扱い) 4
- 公共測量の終了 (2件) (監理課取扱い) 5
- 都市計画道路事業の事業計画の変更認可 (2件) (都市計画課取扱い) 5
- 総括指定金融機関の指定，指定金融機関等の名称，取扱店舗及び取扱事務の範囲の一部改正 (※) (会計課取扱い) 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (2件) (始良・伊佐地域振興局取扱い) 6  
(大隅地域振興局取扱い) 6

## 公 告

- 令和元年度行政書士試験合格者公告 (市町村課取扱い) 7

## 告 示

## 鹿児島県告示第77号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により，次のとおり保安林として指定する。

令和 2 年 1 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所  
垂水市新城字井手元3282番 1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については，主伐は，択伐による。  
字井手元3282番 1（次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については，主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は，省略し，その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部

森づくり推進課及び垂水市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 鹿児島県告示第78号

令和元年12月20日鹿児島県告示第589号（以下「告示第589号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を喜界町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和 2 年 1 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

所在が不分明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更予定保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
白壽孫	大島郡喜界町大字白水字配本195番	告示第589号の変更後の指定施業要件のとおり
岩崎ヨキ	大島郡喜界町大字嘉鈍字大水403番	
央豊三	大島郡喜界町大字嘉鈍字森鎌405番, 406番	
星本直夫	大島郡喜界町大字浦原字立平1652番	

### 鹿児島県告示第79号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和2年1月31日から同年2月14日までとくのしま漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和 2 年 1 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 発起人の住所及び氏名  
大島郡天城町大字与名間304番地 1 西元正司  
大島郡天城町大字松原42番地の 2 里和夫  
大島郡天城町大字兼久1053番地 北郷善建
- 2 加入区  
天城加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
とくのしま漁業協同組合

### 鹿児島県告示第80号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和2年1月31日から同年2月14日まで沖永良部島漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和 2 年 1 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 発起人の住所及び氏名  
大島郡和泊町大字和泊47番地 2 山下安富  
大島郡和泊町大字手々知名512番地100 山田輝夫  
大島郡知名町大字芦清良809番地 1 山元伸介
- 2 加入区  
沖永良部加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
沖永良部島漁業協同組合

鹿児島県告示第81号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により、令和元年12月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要は、次のとおりである。

令和 2 年 1 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

安全性に関する検査

製造事業場等の名称, 法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の内容
全国酪農飼料(株) 鹿児島工場 9010401074443 (鹿児島市)	鹿児島県酪農業協同組合 栗野事業所 7340005000649 (始良郡湧水町)	若令牛育成用配合飼料	プレミアム育成前期	令和 元.11	重金属－カドミウム	無
		乳用牛飼育用配合飼料	エンゼルクイーン74	元.11	重金属－カドミウム	無
		乳用牛飼育用配合飼料	ミルククイーン	元.11	重金属－カドミウム	無
南日本くみあい飼料(株) 谷山工場 6340001004241 (鹿児島市)						

注 違反の内容の欄には、認められた違反の内容、違反となった試験項目及びその試験値を記載してある。

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称, 法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の内容
鹿児島プロフーズ(株) 本社工場 1340001001045 (いちき串木野市)	同左	チキンミール	令和 元.12	栄養成分等－粗たん白質, 粗灰分	無
		フェザーミール	元.12	栄養成分等－粗たん白質, 粗灰分	無
サンテグレ(株) レンダリング工場 5340001015140 (曾於市)	同左	ポーク・チキン混合ミール	元.12	栄養成分等－粗たん白質, 粗灰分	無
		チキンミール	元.12	栄養成分等－粗たん白質, 粗灰分	無

注 違反の内容の欄には、栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合はその成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

鹿児島県告示第82号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業県営水利施設等保全高度化（畑地帯担い手支援型）（農業用排水施設整備及び区画整理）朝戸地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和2年1月31日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和2年2月3日から同年3月3日まで
- 3 縦覧場所  
与論町役場産業振興課

#### 鹿児島県告示第83号

土地改良事業県営集落基盤整備（旧：農村振興総合整備）（農業用排水施設整備）霧島西部地区の工事は、平成30年3月30日に完了した。

令和2年1月31日

鹿児島県知事 三反園訓

#### 鹿児島県告示第84号

土地改良事業県営集落基盤整備（旧：農村振興総合整備）（農用地保全）霧島西部地区の工事は、平成30年3月30日に完了した。

令和2年1月31日

鹿児島県知事 三反園訓

#### 鹿児島県告示第85号

土地改良事業県営集落基盤整備（旧：農村振興総合整備）（区画整理）霧島西部地区剥岩換地区の工事は、平成27年3月30日に完了した。

令和2年1月31日

鹿児島県知事 三反園訓

#### 鹿児島県告示第86号

土地改良事業県営集落基盤整備（旧：農村振興総合整備）（区画整理）霧島西部地区上牟田換地区の工事は、平成26年3月28日に完了した。

令和2年1月31日

鹿児島県知事 三反園訓

#### 鹿児島県告示第87号

土地改良事業県営集落基盤整備（旧：農村振興総合整備）（区画整理）霧島西部地区宮川内換地区の工事は、平成25年6月24日に完了した。

令和2年1月31日

鹿児島県知事 三反園訓

#### 鹿児島県告示第88号

土地改良事業県営集落基盤整備（旧：農村振興総合整備）（区画整理）霧島西部地区宮原・久留味川換地区の工事は、平成25年3月29日に完了した。

令和2年1月31日

鹿児島県知事 三反園訓

#### 鹿児島県告示第89号

土地改良事業県営集落基盤整備（旧：農村振興総合整備）（区画整理）霧島西部地区栗下換地区の工事は、平成23年3月29日に完了した。

令和 2 年 1 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

**鹿 児 島 県 告 示 第 90 号**

土地改良事業県営集落基盤整備（旧：農村振興総合整備）（区画整理）霧島西部地区極楽・計牛換地区の工事は、平成23年 5 月 19 日に完了した。

令和 2 年 1 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

**鹿 児 島 県 告 示 第 91 号**

土地改良事業県営集落基盤整備（旧：農村振興総合整備）（区画整理）霧島西部地区下有川換地区の工事は、平成25年 5 月 30 日に完了した。

令和 2 年 1 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

**鹿 児 島 県 告 示 第 92 号**

土地改良事業県営集落基盤整備（旧：農村振興総合整備）（区画整理）霧島西部地区竹子大迫換地区の工事は、平成28年 3 月 30 日に完了した。

令和 2 年 1 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

**鹿 児 島 県 告 示 第 93 号**

土地改良事業県営集落基盤整備（旧：農村振興総合整備）（区画整理）霧島西部地区中福良換地区の工事は、平成28年 3 月 30 日に完了した。

令和 2 年 1 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

**鹿 児 島 県 告 示 第 94 号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、鹿 児 島 市 長 から 令 和 元 年 7 月 12 日 鹿 児 島 県 告 示 第 212 号 で 告 示 し た 公 共 測 量 の 実 施 は、 令 和 2 年 1 月 17 日 終 了 し た 旨 の 通 知 が あ っ た。

令和 2 年 1 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

**鹿 児 島 県 告 示 第 95 号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、大隅地域振興局長から令和元年 9 月 17 日鹿 児 島 県 告 示 第 371 号 で 告 示 し た 公 共 測 量 の 実 施 は、 令 和 2 年 1 月 10 日 終 了 し た 旨 の 通 知 が あ っ た。

令和 2 年 1 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

**鹿 児 島 県 告 示 第 96 号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和 2 年 1 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

- 1 施行者の名称  
霧島市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
(1) 種類 準人都市計画道路事業

- (2) 名称 3・5・3号日当山線
- 3 事業施行期間  
平成24年1月13日から令和8年3月31日まで(変更前令和2年3月31日まで)
- 4 事業地
- (1) 収用の部分  
変更なし
- (2) 使用の部分  
変更なし

**鹿児島県告示第97号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和2年1月31日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 施行者の名称  
霧島市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
- (1) 種類 国分都市計画道路事業
- (2) 名称 3・4・15号新川北線
- 3 事業施行期間  
平成23年1月4日から令和7年3月31日まで(変更前令和2年3月31日まで)
- 4 事業地
- (1) 収用の部分  
変更なし
- (2) 使用の部分  
変更なし

**鹿児島県告示第98号**

平成16年2月10日鹿児島県告示第333号(総括指定金融機関の指定、指定金融機関等の名称、取扱店舗及び取扱事務の範囲)の一部を次のように改正し、令和2年3月31日から施行する。

令和2年1月31日

鹿児島県知事 三反園訓

3の(1)の表株式会社商工組合中央金庫の項を削る。

**始良・伊佐地域振興局告示第5号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和2年1月31日

始良・伊佐地域振興局長 永田秋人

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
すてっぷ工房	霧島市国分広瀬二丁目30番15-8号	特定非営利活動法人ひとなる会	霧島市国分福島三丁目27番6号	伊藤 悦朗	平成31年4月1日	就労継続支援B型

**大隅地域振興局告示第1号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和2年1月31日

大隅地域振興局長 松 蘭 英 昭

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
鹿児島自立支援 センターかのや	鹿屋市大浦町 14173番1	特定非営利活動 法人夢来郷たか くま	鹿屋市上高隈町 1894番地3	大迫 真	令和2年 1月1日	就労継続 支援B型

## 公 告

## 令和元年度行政書士試験合格者公告

行政書士法（昭和26年法律第4号）第3条の規定により実施した令和元年度行政書士試験の合格者は、次のとおりである。

令和2年1月31日

鹿児島県知事

三反園訓

受験番号	受験番号	受験番号
9110002	9110006	9110026
9110031	9110039	9110046
9110048	9110056	9110101
9110117	9110121	9120009
9120015	9120020	9120022
9120030	9120036	9120039
9120040	9120042	9120044
9120051	9120054	9120055
9120071	9120077	9120082
9120084	9120089	9120116
9120122	9120141	9120146
9120150	9120172	9120173
9120231	9120249	9120272
9120303	9120345	9120346
9120353		